

リーガルサポート



いつも、あなたのそばに。

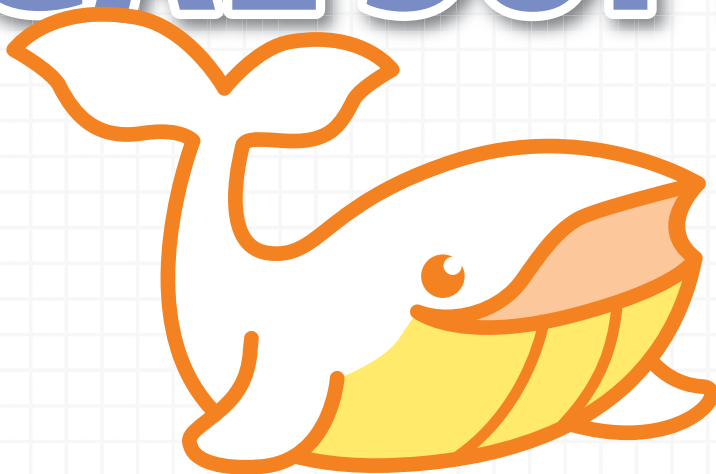
ご存じですか？

せい ねん こう けん せい ど

成年後見制度



LEGAL SUPPORT



制度紹介

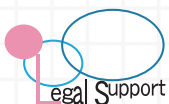
成年後見制度ってなに？… 1
 どのように支援するの？… 2
 チャートでわかる
 利用手順 …………… 3～6
 後見制度支援信託と
 後見制度支援預貯金 …… 7
 成年後見人の業務 … 8～10
 就任直後の業務
 通常の業務
 成年後見人の業務が
 終了するとき

任意後見制度 …… 11～14
 今できる5つの仕組み
 任意後見制度の仕組み
 死後事務の委任契約 ……15
 遺言 …………… 16～17
 親なき後問題 …………… 18

関連制度 …………… 19
 これからの
 成年後見制度 …………… 20

組織紹介

リーガルサポート
 って？…………… 21～23
 リーガルサポートが
 選ばれる理由…………… 24
 こんな時はリーガルサポート
 にご相談ください…………… 26



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

1

成年後見制度って、なに？

成年後見制度は、判断能力が不十分な方々の権利や財産を守り、意思決定を支援する身近な仕組みです。

- 大きく(1)判断能力が衰えてから利用する**法定後見制度**
 - (2)将来の判断能力が衰えた時に備える**任意後見制度**
- に分けられ、法律面や生活面で保護したり支援したりする制度です。

どういった人がどんな時に利用できる？

- 1** 物忘れがひどくなり預貯金の管理が難しくなってきた母のために。
- 2** 外出中に行方不明になることがあり施設入所をを考える父のために。
- 3** 障害のある子の将来が心配、私たちが亡き後のその子のために。
- 4** 父の入院費や施設利用料、生活費をまかなうために、父名義の株や不動産を売却したい。
- 5** 訪問販売なのか使うはずのない健康器具で部屋があふれている独居の叔母が心配だ。
- 6** 今は元気。認知症などで判断能力が衰えた際の自身のため、かかわる人々のために。
- 7** 一人暮らしで、将来入院したり、認知症になったらどうしよう。

制度を支える基本理念

- 1 自己決定権の尊重** 本人の意思決定を支援し、本人の決めたことを尊重しようという考え
- 2 現有能力の活用** 本人が現在できる力を活用しようという考え
- 3 ノーマライゼーション** 高齢者や障害者であっても家庭や地域と一緒に助け合いながら暮らすことのできる社会をつくろうという考え
- 4 本人の利益保護** 本人が不利益を被らないように支援しようという考え

成年後見制度は、これらの理念の調和を目指しています。

2

どのように支援するの？

本人の意思決定を支援し、自己決定を尊重して、本人の最善の利益を図ります。



「こんな時に利用できます」

1～5 の場合

判断能力が衰えた後には

法定後見制度 が利用できます

すでに判断能力が不十分になっている本人に代わって、支援者が施設入所の契約など法律行為を行い、本人を支援する制度です。

本人の判断能力の程度に合わせて、3つの類型に分かれます。

	支援する人の呼び名	支援を受ける人の呼び名
1 補助類型	補助人	被補助人
2 保佐類型	保佐人	被保佐人
3 後見類型	成年後見人	成年被後見人

「こんな時に利用できます」

6 7 の場合

判断能力が衰える前であれば

任意後見制度 が利用できます

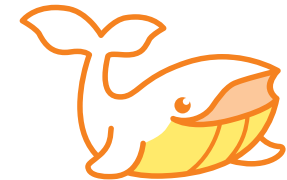
将来、判断能力が不十分になった時に備えておく制度です。

元気なうちに(支援してくれる人)と将来の約束をし、(支援内容)を契約で決めておきます。

望みどおりの支援が受けられるよう、信頼できる方と一緒に自分の将来をつくれます。

	支援する人の呼び名	支援を受ける人の呼び名
契約締結時	任意後見受任者	本人
契約発効時	任意後見人	本人

※以下「被後見人等」は、成年被後見人、被保佐人、被補助人を指し、「後見人等」は成年後見人、保佐人、補助人を指します。
 ※任意後見人に対して、成年後見人、保佐人、補助人を「法定後見人」と呼ぶことがあります。



チャートで、もっともふさわしい利用手順をみましょう

3

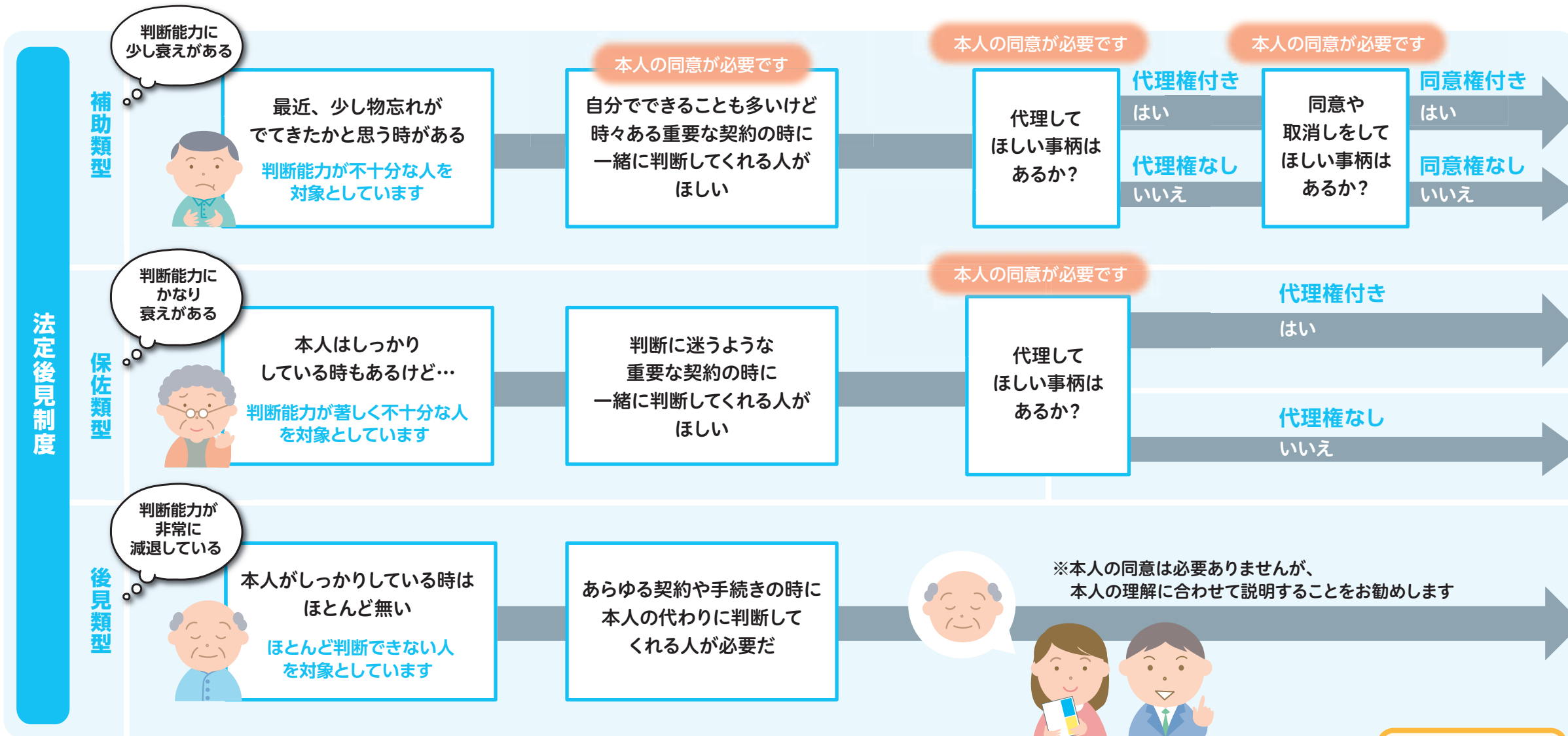
チャートでわかる利用手順

本人の判断能力の程度によって利用できる制度や手続きが異なります。判断能力に衰えがあると思われる場合は、成年後見制度用の診断書を取得してください。診断書で判断能力の程度を確認して手続きを進めます。

診断書の準備について

※①②とも裁判所のHPからダウンロードできます。

- ①「本人情報シート」の記載を本人の福祉関係者(ケアマネジャー、相談員など)に依頼してください。
 - ②「診断書・診断書付票」の作成を主治医に依頼してください。
- ※診断書の「3 判断能力についての意見」欄で類型を判断します。



家庭裁判所

その1

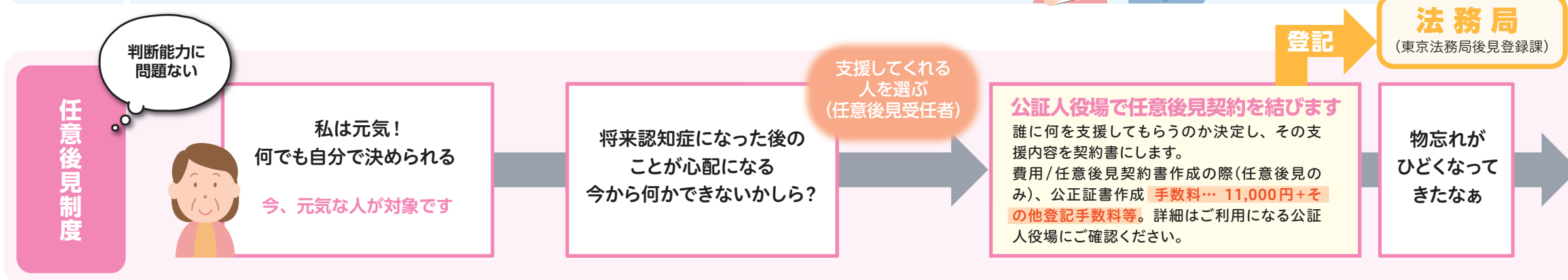
申立て

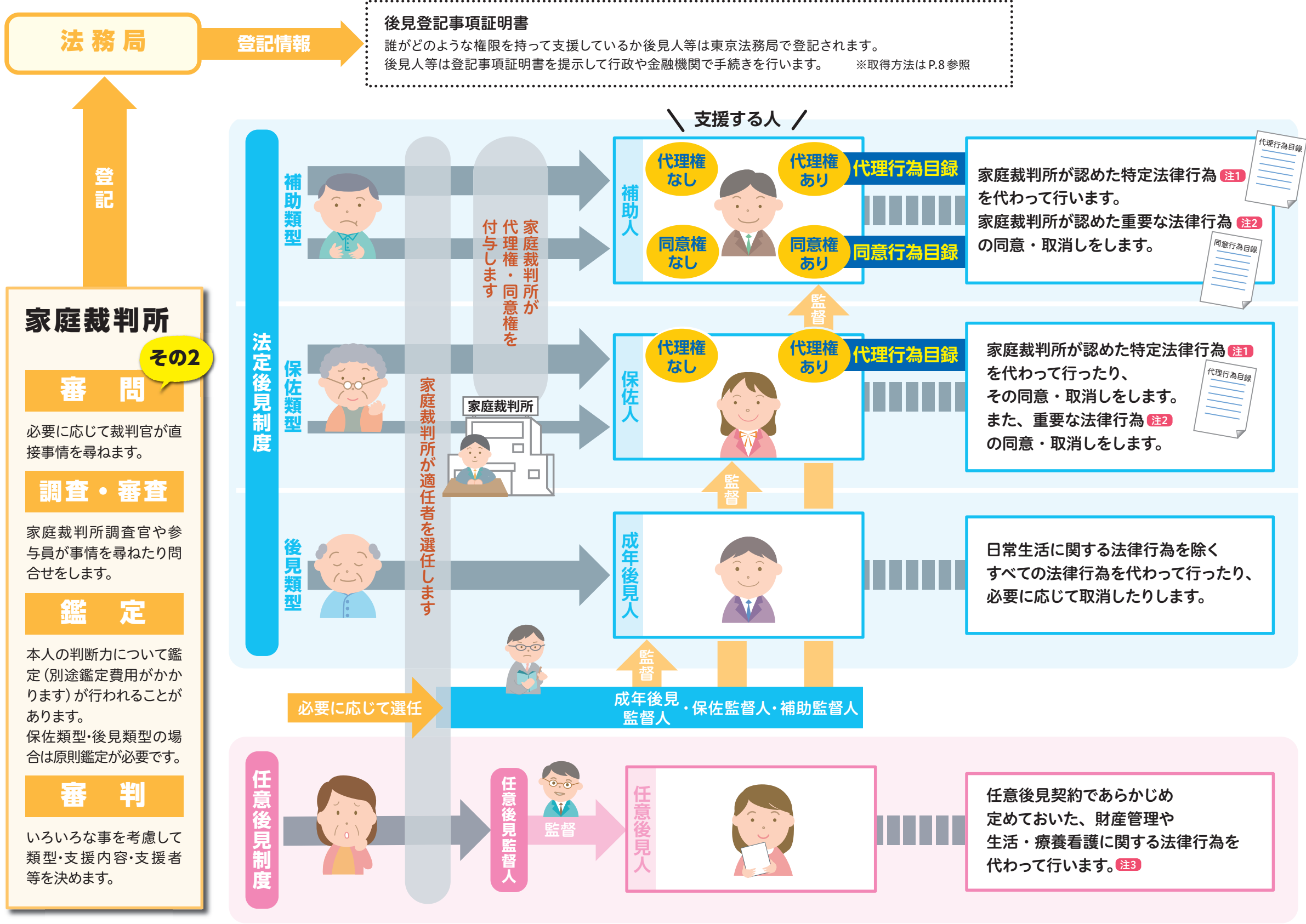
●申立てができる人
 本人・配偶者・4親等内親族等親族の協力が得られない方は市区町村長が申立てできます。

●用意するもの
 申立書・診断書等・本人情報シート・戸籍謄本・住民票
 登記されていないことの証明書
 財産目録・収支予定表・財産関係資料
 親族関係図・親族の意見書
 申立事情説明書
 代理行為目録・同意行為目録ほか

●費用
 収入印紙
 申立て1件につき800円～
 登記手数料2600円
 郵便切手
 各家庭裁判所で異なります

※申立書の作成や申立手続きを司法書士や弁護士に依頼する場合は、別途報酬がかかります。
 ※申立書の作成や申立手続きを業務としてできるのは、司法書士と弁護士だけです。





注1 特定法律行為…本人の生活、療養看護および財産に関する法律行為であれば何でもよく、要介護認定の申請や介護契約の締結等も含まれます。

注2 「重要な法律行為」…民法第13条第1項で定められている次の行為をいいます。

- ① 貸金の返済や預金の払戻しを受けること。
- ② 金銭を借り入れたり、保証人になること。
- ③ 不動産をはじめとする重要な財産を手に入れたり、手放したりすること。
- ④ 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
- ⑤ 贈与すること、和解・仲裁契約をすること
- ⑥ 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。
- ⑦ 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。
- ⑧ 新築・改築・増築や大修繕をする契約をすること。
- ⑨ 一定の期間を超える賃貸借契約をすること。

注3 財産の管理に関する法律行為
…例えば、預貯金の管理、不動産等の売買契約や賃貸借契約の締結、遺産の分割等があります。
生活・療養看護に関する法律行為
…例えば、介護契約・施設入所契約・医療契約の締結等があります。

●成年後見制度を利用していても、日用品の購入やその他日常生活に関する法律行為は本人が単独でできます。

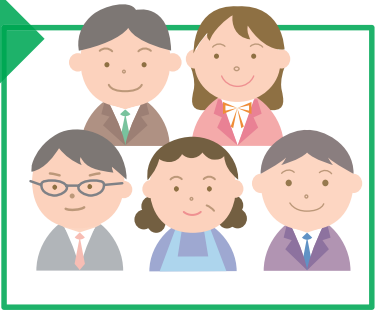
●本人が居住している建物やその敷地を売却や賃貸などする場合には、家庭裁判所の許可が必要です。

●法定後見人は毎年1回家庭裁判所へ報告します。

●法定後見人・監督人への報酬は裁判所が決定します。

成年後見人、保佐人、補助人には、どういう人なるのですか。

- 本人の身上保護、財産管理を適正に行うことができる人を家庭裁判所が選任します。本人の親族がなる場合もあれば、司法書士などの専門職や社会福祉協議会などの法人、市民後見人を選ぶ場合もあります。申立人が希望する人が選任されるとは限りません。後見人等が行う後見等事務を監督するために専門職を監督人を選ぶ場合もあります。後見人等や監督人は、家庭裁判所の審判により、本人の財産から報酬を受け取ることができます。
- 預貯金等の財産の内容によっては、後見制度支援信託や後見制度支援預貯金の利用を検討することもあります。



- ① 親族後見人等(単独)
 - ② 専門職後見人等(単独)
 - ③ 親族後見人等+専門職後見人等(複数後見)*権限分掌(財産管理・身上監護)もあり。
 - ④ 親族後見人等+専門職監督人
 - ⑤ 後見制度支援信託・預貯金(複数後見で開始し、信託・預金が完了後、親族単独に)
- 専門職関与のケース** 司法書士・弁護士等が専門職として親族後見人等をサポートします。

4

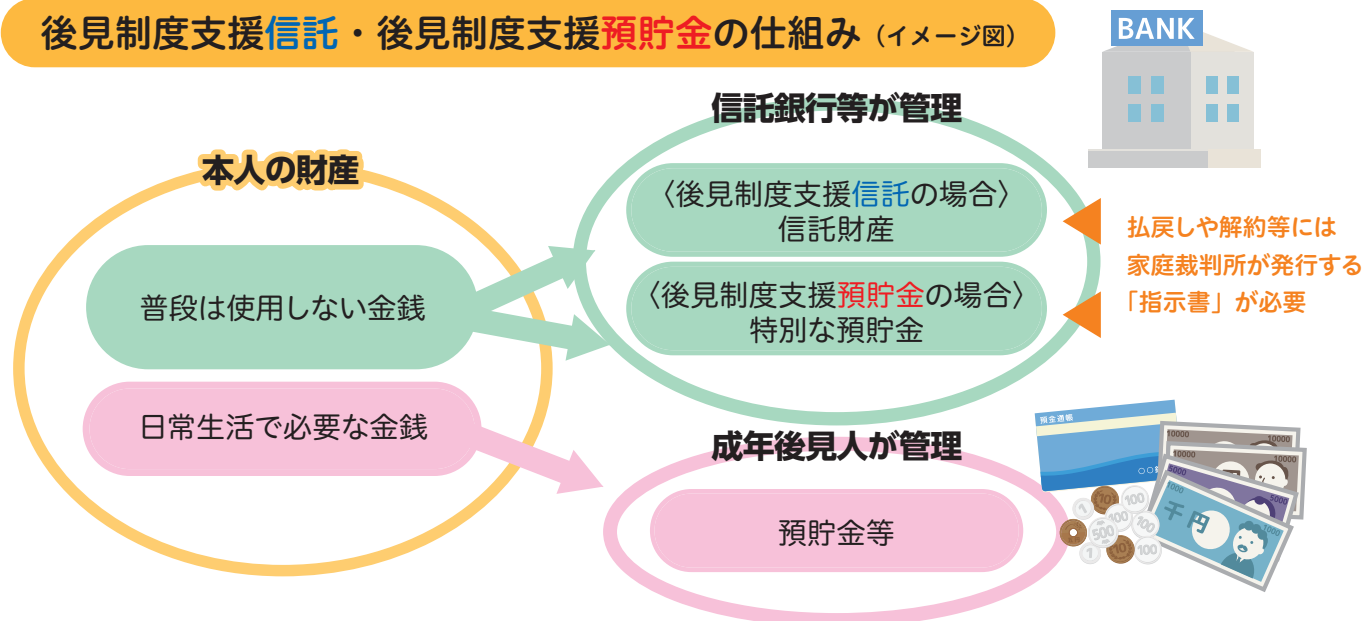
後見制度支援信託 と 後見制度支援預貯金

成年後見人が適切に成年被後見人の財産を管理するための選択肢として、家庭裁判所が後見制度支援信託又は後見制度支援預貯金の利用を検討する場合があります。

これらの仕組みは、成年被後見人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として成年後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託財産または特別な預貯金として金融機関が管理するものです。

両制度ともに払戻しや追加信託・追加の預入れ、契約の解除には家庭裁判所の指示書が必要となります。

後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の仕組み (イメージ図)



	後見制度支援信託	後見制度支援預貯金
対 象	○ 成年後見 × 保佐 ○ 未成年後見 × 補助 × 任意後見	○ 成年後見 × 保佐 △ 未成年後見 × 補助 (対象としない金融機関あり) × 任意後見
取扱い金融機関	信託銀行の一部 銀行の一部	信用金庫 信用組合 農業協同組合(JA) 銀行の一部
利用対象財産	金銭に限る	
対象財産からの 払戻し	家庭裁判所の指示書が必要	

※制度を利用する際に専門職が成年後見人または成年後見監督人として関与した場合には、家庭裁判所の定める報酬が必要となる場合があります(別途、金融機関の管理報酬が生じる場合もあります)。

なお、信託契約の締結後、専門職が関与する必要がなくなれば専門職は辞任します。

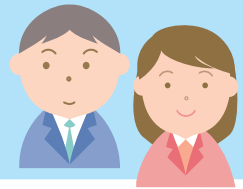
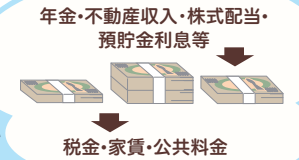
※本人の財産が複雑な場合や特定遺贈を内容とする遺言がある場合、収支計画を立てることが難しい場合など、本人の身上への配慮等から利用に適さないケースもあります。

5

成年後見人の業務

家庭裁判所で選任された後見人等は、具体的にどんな業務を行うことになるのでしょうか。

ここでは、法定後見人のうち、成年後見人の業務を中心に紹介します。



就任直後の業務

審判書が届いて2週間経過したら、後見業務が始まります。

業務を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければなりません。

1 本人の状況の把握・調査

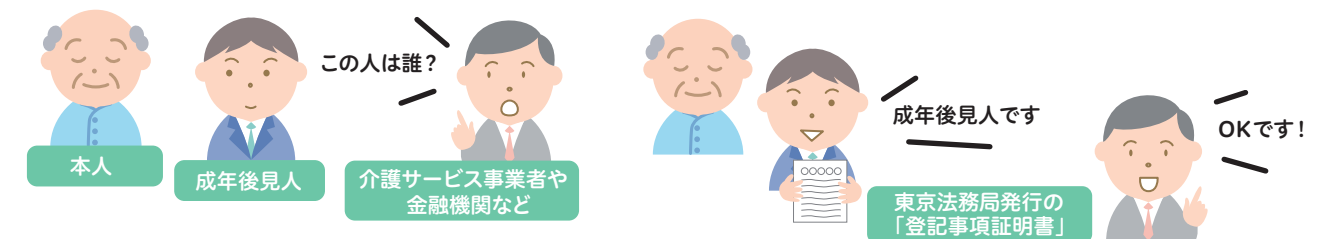
裁判所の記録の閲覧、本人と本人にかかわる親族や関係者との面会・面談、預貯金・保険・不動産・負債などの財産調査を行い、本人の抱えている問題や状況を把握します。

2 登記事項証明書の取得

支援者であることの証明書として登記事項証明書を取得します。銀行など金融機関での財産調査や行政の手続きをする際に必要となります。

費用
登記事項証明書 (1通 収入印紙 550円)

取得方法	窓口申請	郵送申請
	東京法務局及び東京法務局以外の各法務局・地方法務局の窓口へ提出	最寄の法務局や法務省HPなどで申請用紙を入手し、東京法務局へ提出 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局 民事行政部 後見登録課 (返信用封筒・切手同封のこと)



3 後見届

銀行など金融機関、年金事務所、市区町村各課など行政機関、その他各所からの郵送物など連絡が支援者に届くよう、今後の手続きのために関連各所に届出・登録を行います。

※本人宛ての郵便物を成年後見人が受け取ったときは、成年後見人が開封できます。

※家庭裁判所の審判によって、6か月以内の期間を定めて、本人宛ての郵便物を成年後見人の元に転送(回送)してもらえます。

4 財産目録及び収支予定の作成

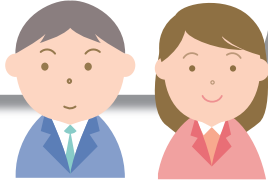
本人の財産調査の結果をもとに1年間の収支の予定を立てて、財産目録と収支予定表を作成します。

5 裁判所への報告

裁判所の定める期間内に、財産目録と収支予定表を提出します。

成年後見人の通常業務

適切な財産管理と身上保護に関する業務を行い、これを裁判所の定める期間内に報告するのが通常の業務となります。

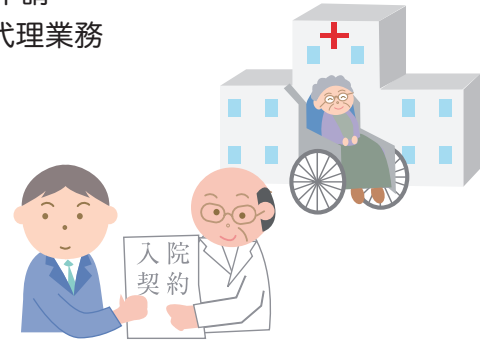


〔財産管理と身上保護の業務例〕

- 預貯金の管理（振込依頼・払戻し、口座の変更、口座の開設、解約等）
- 定期的な収入（家賃・地代・年金・障害手当金等）の受領
- 定期的な支出を要する費用（家賃・地代・公共料金・保険料・税金等）の支払い
- 証書等（登記済権利証・実印・銀行印・印鑑登録カード・個人番号カード）の保管
- 介護契約・福祉サービス契約・入退院手続き・施設入所契約、それら費用の支払い
- 介護保険、要介護認定、障害支援区分認定、健康保険等の各申請
- 行政官庁手続き（年金、登記申請・税金の申告等）の一切の代理業務
- 保険契約の締結・変更・解除、保険金の請求受領
- 不動産の売却、賃貸、住宅棟の増改築・修繕
- 相続関係手続き（相続の承認、相続放棄、遺産分割等）

これらは一例です。

後見業務はこのほか多岐にわたります。



含まれない業務

- 医療行為の同意（※ともに病状説明を聞くなどして本人の意思決定を支援する形で関与します。）
- 本人に代わって婚姻・離婚・認知・養子縁組・離縁・遺言を行うこと（身分行為）
- 居住場所を強要すること（居所の指定）
- 直接の介護や看護
- 身元保証・連帯保証 など

本人の居住用不動産の処分

本人の居住用不動産を処分（売買、取壊し、賃貸、賃貸借契約の解除、抵当権の設定等）をするには、事前に家庭裁判所に**居住用不動産処分許可の申立て**をして、その許可を得る必要があります。本人の生活や財産に大きな影響を与えるため、慎重に判断する必要があります。

支援者が報酬を受けるには

後見人等はその事務の内容に応じて本人の財産の中から報酬を受けることができます。報酬付与の申立てをすることにより、家庭裁判所がすべての事情を考慮して報酬額を決めます。

本人と後見人等とが利益相反することがあります

本人と後見人等が共同相続人である場合や専門職が複数の共同相続人の後見人等である場合の遺産分割など本人と支援者の利益が相反する場合、監督人がついている場合を除き、家庭裁判所に「特別代理人」の選任の申立てをする必要があります。



成年後見人の業務が終了するとき

本人が死亡すると後見業務は終了です。本人の判断能力が回復して後見制度を利用する必要がなくなったときも終了します。後見人等の死亡や辞任など支援者側の事情の場合、本人が後見制度を利用する必要がある限り、家庭裁判所が新たな後見人等を選任します。

■ 本人が死亡した場合

本人の死亡によって後見業務は終了し、本人の財産は相続財産として管理権限が相続人に移ります。急迫の事情がある場合を除いて成年後見人であった者に死後の事務を行う義務はなく、原則として相続人に委ねられることとなります。ただし、成年後見人であった者は次の業務を行います。

《本人死亡後の主な業務》

1 相続人の調査

財産を引渡すために、戸籍等を調査して相続人を探します。

2 管理の計算（財産目録、収支状況報告書の作成）

就任時から任務終了までの全財産の収入支出を計算し、相続人に対して、財産変動と現在の財産を業務終了時から2か月以内に報告します。

3 成年後見終了登記の申請

終了後速やかに、東京法務局に終了の登記申請をします。

4 財産の引渡し

※遺言書がある場合

→ 遺言書の内容に従って引渡します。

遺言執行者が指定されている場合は、遺言執行者に引渡します。

※遺言書がない場合

→ 相続人に引渡します。

相続人が複数の場合、原則、全員に引渡すこととなります。

※相続人がいない場合

→ 利害関係人として相続財産管理人の選任申立を行い、選任された相続財産管理人に引渡します。

5 家庭裁判所への終了報告

財産引渡しが完了したら最終の報告をします。これで後見業務はすべて終了します。

本人が死亡した場合、その相続人が相続財産を管理することができるまで、成年後見人は以下の保存行為ができるようになりました。ただし、相続人が反対した場合はこの限りではありません。

- 1 相続財産である特定の財産の保存に必要な行為。
- 2 相続財産である債務（弁済期が到来しているもの）の弁済。
- 3 遺体の火葬や埋葬に関する契約、その他相続財産の保存に必要な行為。
ただし、この③だけは、家庭裁判所の許可を得なければなりません。



6

任意後見制度 ~将来の安心のために今から備える~

任意後見制度は、将来のために、支援する人も支援内容も自分であらかじめ決めすることができる制度です。すでに判断能力が不十分な方が利用することができる法定後見制度に対し、現在、本人の判断能力に問題はなく、今は何でも自分で決められるけれども、将来が不安だという方が利用できる制度です。



例えば、

- 一人暮らしで身寄りがないので、将来、入院した時の手続きや支払いが心配だ。
- 将来、もし認知症になったら困る。銀行や市役所等の手続き、施設の入所手続きやその支払いはどうすればいいのか…アパートの管理や所有している土地を売却する必要が出てきたらどうすればいいのか…

などの不安に備えることができます。

今できる5つの仕組み

今すぐ何ができるのかしら。



元気な時の支援です 私が自分で決められるのね。

① 見守り契約

今現在、自分で何でもできるけれども、将来が不安で、今から少しでも安心したい方に利用をお勧めできるのが、「見守り契約」です。判断能力が低下する前から定期的に面談をしたり、連絡をとったりすることで、生活の状況や健康状態を確認し、あなたを見守ります。あなたに代わって契約などはしませんが、ホームドクターのような気軽な相談相手として、信頼できる方と常に繋がっている安心感を得ることができます。

お変わりありませんか?



② 任意代理(財産管理)契約

現在、既に病気や身体の障害によって財産の管理ができなくなっている、介護サービスの手続きが難しいとの心配がある方や、将来、病気など身体的な面が心配で、そのような場合に備えたい方にお勧めするのが、「任意代理(財産管理)契約」です。例えば、通帳の保管や預金の引き出し、各種支払い、介護サービス・入院手続きなど、契約で決めた手続きをあなたに代わってしてもらうことができます。

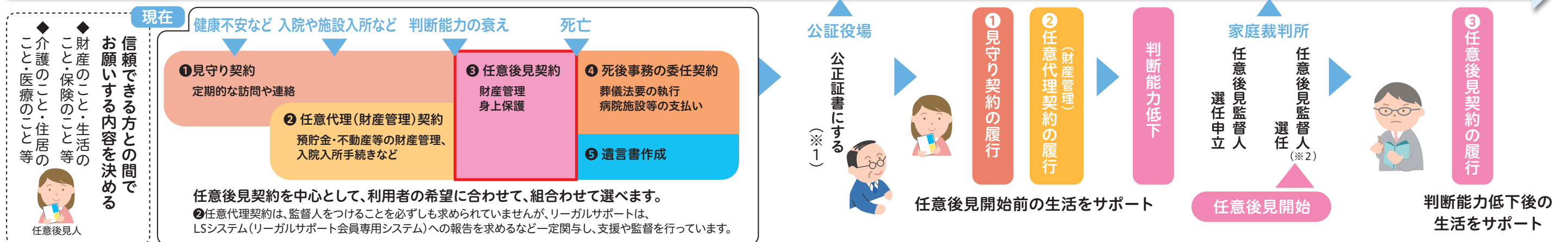
判断能力がしっかりしていても、病気等で身体を思うように動かすことができない。



(※1) 公証役場で任意後見契約公正証書が作成されると、法務局でその内容が登記されることになります。
(※2) 任意後見監督人とは… 任意後見人の事務が適正に行われるようにするため、家庭裁判所が中立的な立場の任意後見監督人を選任し、任意後見人を監督します。

判断能力十分

判断能力低下



判断能力に不安が生じた後に支援が始まります

③ 任意後見制度の仕組み

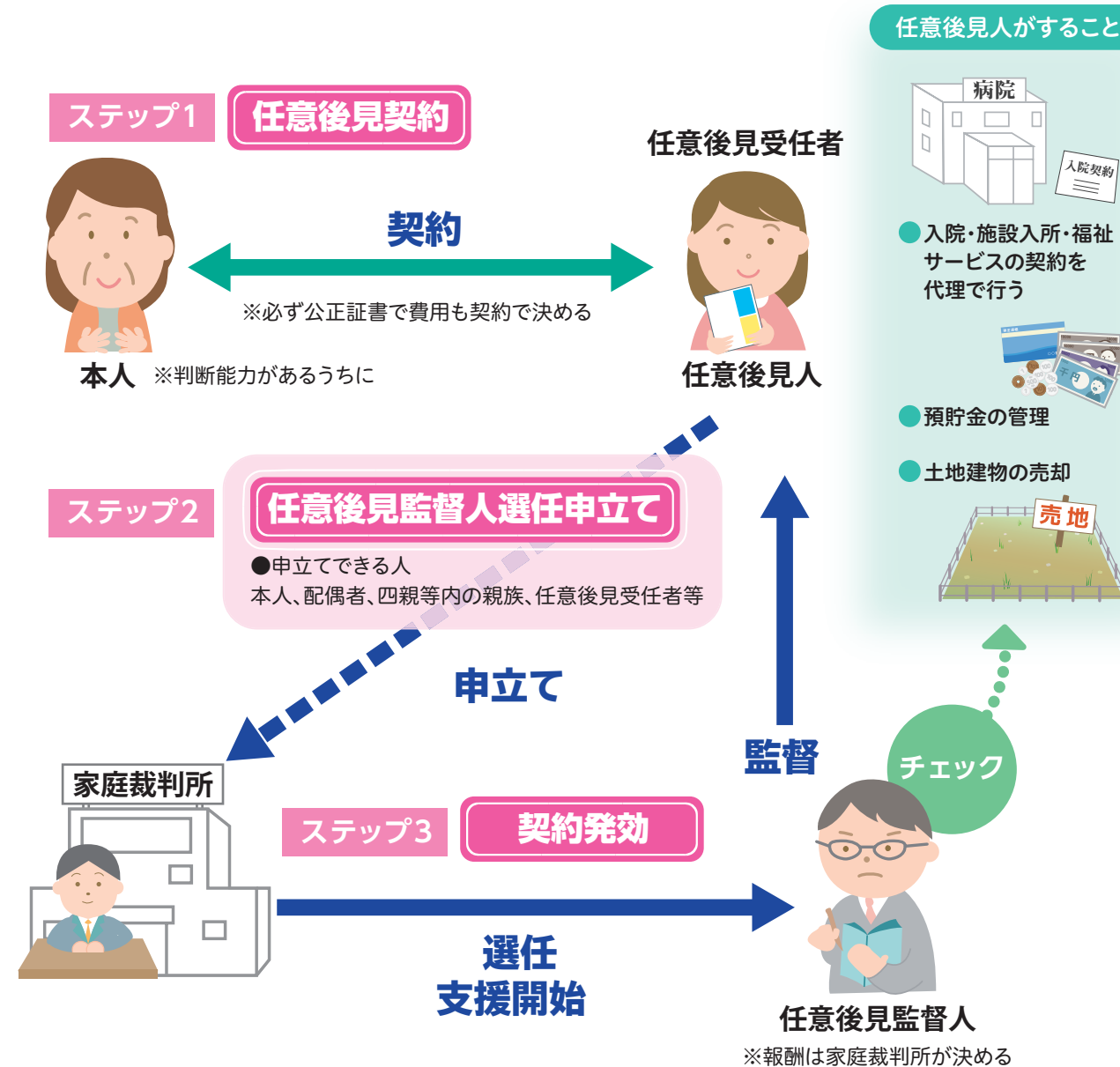
今決めておくことができるのは安心！



今は大丈夫だが、将来、判断能力が衰えた時のことを思うと不安だ。

《任意後見制度の3つのステップ》

- ステップ1 支援してくれる人(任意後見受任者)と **任意後見契約** を締結します。
- ステップ2 判断能力が衰えた時に、家庭裁判所に **任意後見監督人選任申立て** をします。
- ステップ3 任意後見監督人が選任されて、**任意後見が始まり** ます。



注意事項

法定後見と異なり、自分のした行為について、法律上の取消権は任意後見人にはありません。



任意後見制度 ここが知りたい!

Q1 任意後見契約では、私の代わりにどんなことをしてもらえるのですか?

A1 大きく分けて、日常の継続的な事項と臨時的な事項について代理してもらえます。支援してもらいたい内容の代理権目録を作成します。

1. 継続的管理業務として
 - ① 預貯金の管理(振込依頼・払戻し、口座の変更、口座の開設、解約等)
 - ② 定期的な収入(家賃・地代・年金・障害手当金等)の受領
 - ③ 定期的な支出を要する費用(家賃・地代・公共料金・保険料・税金等)の支払い
 - ④ 生活費の送金
 - ⑤ 証書等(登記済権利証・実印・銀行印・印鑑登録カード・個人番号カード)の保管
 2. 臨時的な管理業務として
 - ① 介護契約・福祉契約・入退院手続き・施設入所契約
 - ② 保険の締結・変更・解除、保険金の請求受領
 - ③ 不動産の売却、賃貸、住宅等の増改築・修繕
 - ④ 行政官庁手続き(年金、登記申請・税金の申告等)の一切の代理業務
- ※あなたの生活や将来の希望に合わせて、じっくり相談して決めましょう。



Q2 任意後見人や任意後見監督人へ報酬は?

A2 任意後見人の報酬は、契約の相手方と話し合いで決め、任意後見契約公正証書に記載します。任意後見監督人の報酬は、家庭裁判所が決定し、本人の財産から支払われます。

Q3 一度締結した任意後見契約は変更できますか?

A3 変更できる内容とできない内容があります。報酬額を変更することはできますが、任意後見人を別の person にする変更や代理権の範囲を変更することはできません。ただし、現在の契約を解除して、改めて変更したい内容で任意後見契約を締結することはできます。

Q4 任意後見契約を解除できますか?

- A4** 契約当事者どちらからも解除できます。
- 任意後見監督人が選任されていない場合
 - ⇒ 公証人の認証を受けた書面によっていつでも解除できます。
 - 任意後見監督人が選任されている場合
 - ⇒ 正当な理由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、解除できます。



4 死後事務の委任契約

私が死んじゃった後はどうなるのかしら…

任意代理・任意後見契約は、本人が死亡すると、その時点で終了してしまいます。それでは、入院費の清算・葬儀・納骨などはいったいどうなるのでしょうか。このような問題に対応するために、任意後見契約とあわせて定めておくのが、死後事務の委任契約です。

亡くなった後の支援です

あなたの気持ちを尊重して、人生の最後をしめくくるための契約です。



死後事務の委任契約でできること（例）

- 医療費などの支払いに関する事務
- 老人ホームなど施設利用料の支払いなどに関する事務
- お通夜や葬儀、納骨、永代供養などに関する事務
- 行政官庁などへの届出事務
- 家財道具や生活用品などの処分に関する事務... など



親なき後問題への応用

知的障害などのある子の面倒を親が見ている場合に、親が亡くなった後にその子をどうやって支援していくかという問題を「親なき後問題」と言います。

- 障害者年金等の年金収入で生活費は足りるのか。
- 親がその子にたくさん遺産を残した方がいいのか。
- 預金を下ろしたり支払いをしたりと、きちんと金銭の管理ができるだろうか。
- 施設に入所することになったら、入所の契約はどうすればいいのか。
- 年金の手続きや福祉サービスなどの手続きはどうするのか。

等々心配は尽きません。親が死亡した後ではなく、親が元気なうちにどのように備えるかが重要です。

その方策の一つとして、成年後見制度を利用することができます。

また、遺言や民事信託（家族内の信託）などを併せて利用することを検討されてはいかがでしょうか。

詳しくは、P.18へ

5 遺言

子どもがいないから私の財産について
きちんと遺しておきたいわ。

遺言は、最後の自己決定です。そして、残された者への最後のメッセージです。

私が私であるために、今できるもう一つの仕組みです。
財産は自分の生きてきた証でもありますが、天国に持っていくわけにはいきません。
自分の財産をだれに、どのように分けるのか。遺言があれば、遺言が優先されます。

遺言があった方が望ましいケース

① 相続人の中で、遺産分割協議をするのは難しいと思う…

- 子がなく、たくさんの兄弟がいるが、配偶者に話し合いをさせるのは大変そうだ。
- 兄弟姉妹もすでに亡くなっており、付き合いのない甥姪がどうも何人もいるようで、連絡をとるだけでも難しいと思う。
- 財産が今住んでいる土地建物だけしかないから、自宅を配偶者が相続する代わりに兄弟や甥姪に現金を支払うとなると、自宅の売却も…。自宅に住み続けられるようにしてあげたい。
- 障害をもった子に多く遺したい。
- 障害をもった長男の面倒を見てくれる長女に多く遺したい。

② 相続人でない者に遺産を分けたい。

- 相続人が一人もないから、せっかくなら、お世話になった方や施設に財産を遺したい。
- 動物愛護団体やユニセフなど、社会のために寄付したい。
- 長男が死亡した後も、ずっと長男の嫁が世話をしてくれているので、お礼の気持ちとして遺産を渡したい。
- 内縁関係の妻や夫（事実婚）がいるので、連れ添ったパートナーの生活を守りたい。

※兄弟姉妹以外の各相続人には一定の割合の相続権を保障する「遺留分」を請求する権利があります。

遺言で決定できること

- ① 財産に関すること 遺贈・相続分の指定・遺産分割方法の指定・配偶者居住権・遺言執行者の指定・生命保険金受取人の指定 など
- ② 相続人に関すること 推定相続人の廃除・祖先の祭祀主宰者の指定 など

※遺言は取り消す（撤回する）ことができます。

※希望などのメッセージ「付言事項」を書き残すことができます。

「私は、良き妻と良き子供たちのお蔭で、今まで楽しい人生を送ることができた。これはなにものにも替えられない幸福であり、深く感謝する。子供たちは、母親にいつまでもやさしくし、くれぐれも遺産争いなどはせず、仲良く暮らしてほしい。」

遺言のしかた

① 公正証書遺言

あなたの意向をもとに公証人が遺言書を作成します。公証役場で遺言をしますが、自宅、病院などでもできます。



※2人以上の証人の立会いが必要です。

公証役場に原本が保管されます。

死亡



すぐに財産を受け取ることができます

「公正証書遺言」のメリット

- 家庭裁判所の検認手続きが不要で、遺言者の死亡後、ただちに執行できます。
- 遺言の内容、真偽などについてのトラブルを未然に防止できます。
- 改ざんなどの心配がありません。

「公正証書遺言」のデメリット

- 数万円の費用がかかります。

② 自筆証書遺言

自分で全文と日付・名前を書き印鑑を押します（財産目録は自書の必要はありません）。間違えたときの訂正方法が決められていますので、注意が必要です。



保管中に改ざんされないように注意が必要です。

死亡



家庭裁判所で検認を受けなければなりません。

財産の受け取り

「自筆証書遺言」のメリット

- いつでも簡単に作成することができます。

「自筆証書遺言」のデメリット

- 専門家の関与なく作成した場合、気持ちは伝わっても、遺言の内容が不明確になるなど、遺言による処分ができなくなることがあります。
- 改ざん・紛失等の危険があります。また、発見されなかったときは、せっかく遺言を書いてもその意思は実現されません。
- 家庭裁判所の検認手続きを経なければ執行できません。

このほかにも秘密証書遺言（民法第970条）の方法もあります。また、死亡の危急に迫った人等ができることができる特別の方式の遺言も認められています。

新制度

自筆証書遺言書保管制度

令和2年7月10日から全国の法務局で自筆証書遺言書保管制度が開始されました。

この制度は、遺言者本人が自筆証書遺言書を法務局に保管することを申請できるもので、遺言者にも、相続人にもメリットがあります。

- ①法務局が管理するため、遺言書を改ざんされたり紛失したりする恐れがありません。
- ②自筆証書遺言書に必要とされる家庭裁判所での検認の手続きが不要です。
- ③遺言書を原本及びデータの両方で保管するため、遺言者は、全国の法務局で遺言者の内容を閲覧することができます（原本本体の確認ができるのは保管を申請した法務局のみです）。
- ④遺言者が死亡した場合、特定の方に遺言書を保管している旨のお知らせを送ることができます。

以上のメリットから、自筆証書遺言書保管制度は、安価な手数料で遺言書を適正に管理でき、相続人の手続きを緩和するものとして注目されています。

親なき後問題 ～残された子のために～

対応策その1 法定後見制度を利用する

●リレー方式（単独後見）

当初は、親が後見人等になって本人を支援します。後見人等である親が亡くなったとしても、家庭裁判所が新たな後見人等を選任するので、支援を継続できます。

●親族で複数後見

親とともに子の兄弟など親族が後見人等になり、親が亡くなった後はもう一人の親族後見人等が引き続き支援します。

●専門職と複数後見

親とともに専門職が後見人等となり、親が亡くなった後は専門職後見人等が引き続き支援します。

対応策その2 任意後見制度を利用する

子に一定の判断能力がある場合には、本人も親も信頼できる人と本人とが任意後見契約を締結します。望みどおりの人から、本人の意思をきめ細やかに反映した望みどおりの支援が受けられます。

対応策その3 遺言を利用する

障害のある子自身やその子の面倒を見てくれる親族に多く遺産がわたるようにすることが考えられます。

対応策その4 民事信託（家族内の信託）を利用する

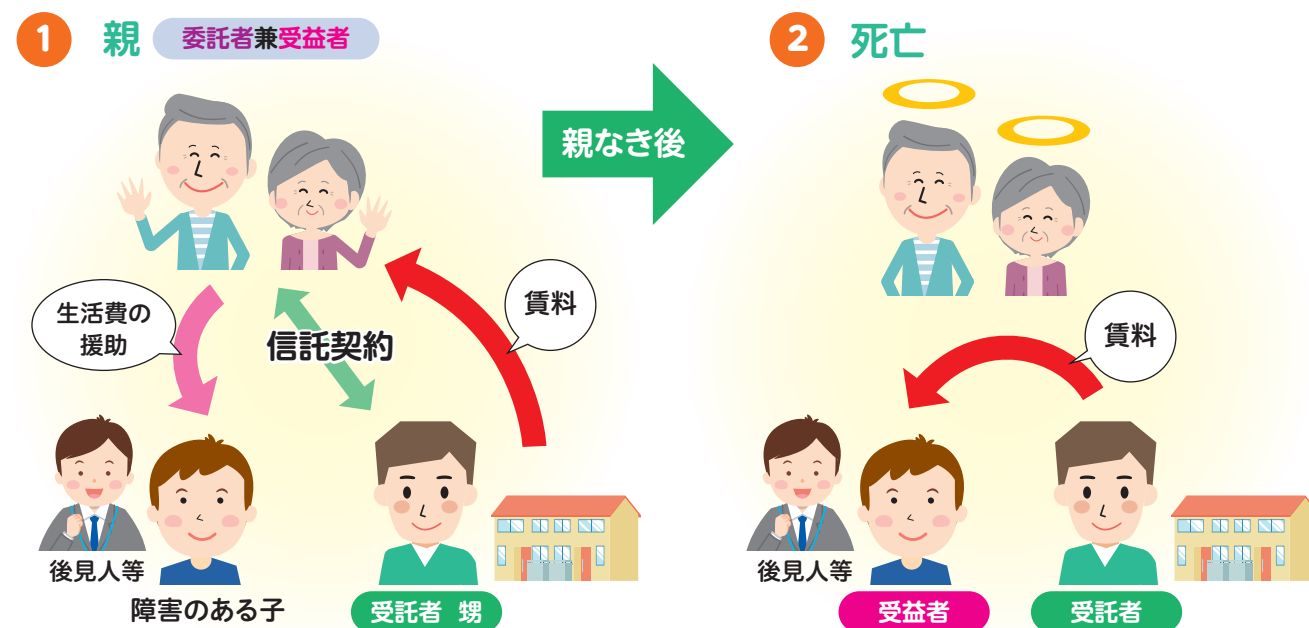
信託とは、財産を持っている人（委託者）が信頼できる相手（受託者）に、その財産の運用で利益を得る人（受益者）のために、自分の財産の管理や処分をする権限を託す財産管理の仕組みです。信託銀行と間の信託の契約を商事信託というのに対し、家族や親族との間での信託の契約を民事信託といいます。

家族などに財産を託す契約をして管理・処分してもらうことができ、財産を託された人（受託者）がお金の出し入れや不動産の売却などを行います。

民事信託を利用するメリットとしては、

- ①親が亡くなっても障害のある子の生活資金を確保できます。
- ②親が亡くなった後でも煩雑な相続手続きを経ることなくスムーズに障害のある子をサポートできます。

●イメージ図



『親が元気なうちは一人息子へ金銭的支援もできるし、親が死亡したら遺産は子が相続することができる。けれども、子は自分で財産を管理できないだろうから、子に後見人等を就けておこう。そして、信頼できる甥と信託契約を締結してアパートの管理処分を託すことにして、親が元気なうちは親が賃料を受け取る受益者として、親の死後は子を受益者とすれば、子の生活資金も確保できて安心だ。』

7

関連制度

1. 介護保険制度

2000年に成年後見制度と同時に開始した社会全体で介護を支えようとする制度です。

- ①介護サービスの提供を受けるには契約が必要です。
- ②介護サービスの費用負担には社会保険方式を採用しています。判断能力が低下した高齢者が介護サービスを受けようとする場合、本人を支援したり代わりに契約をしたりするため、成年後見制度の利用に繋がります。



2. 障害福祉制度

障害者総合支援法(旧・障害者自立支援法)のもと、知的障害者や精神障害者、身体障害者が自らの意思で選択した福祉サービスを利用し、自立した社会生活を送れるようにしようとする制度です。障害者が福祉サービスを利用しようとする場合、本人を支援したり代わりに契約をしたりするため、成年後見制度の利用に繋がります。

3. 日常生活自立支援事業

全国の社会福祉協議会が、軽度認知症の高齢者や知的障害や精神障害のある方のために実施している事業です。利用するには契約が必要で、サポートできる範囲は、次のとおりです。

- ①福祉サービスの利用援助
- ②日常的な金銭管理
- ③書類等の預かりサービス

4. 成年後見制度利用支援事業

経済的な理由で成年後見制度が利用できないことのないよう、費用の全部または一部を助成する厚生労働省の事業で、各市町村が窓口です。

後見人等の報酬や申立て費用などの必要となる経費の一部について、助成がなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人、例えば、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者や資産、収入等の状況がそれに準じると認められる人が対象です。



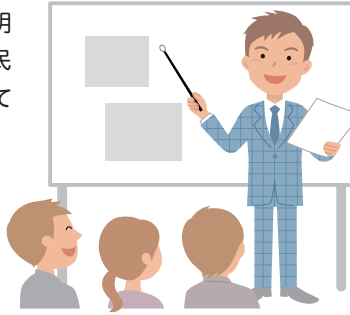
5. 公益信託成年後見助成基金

経済的理由で制度を利用できない方がないようにと、2001年リーガルサポートが別機関として発足させた基金です。成年後見制度利用のための費用を負担することができない方々の後見人等(親族以外の第三者に限る)の報酬に充てられ、その後見活動を支援しています。助成金は、この基金の目的に賛同する方々からいただいた寄付や遺贈でまかなわれています。



6. 市町村による市民後見人育成事業

支援を受ける本人と同じ地域に生活する一般市民が、本人の後見人等となって、本人を支援します。「成年後見制度利用促進法」(平成28年4月成立)では、市町村が市民からの後見人を育成して活用を図ることが明記され、今後はさらに市民後見人の活躍が期待されています。



8

これからの成年後見制度

平成28年「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、翌29年「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。そして、令和4年度からは第二期「基本計画」に基づく取り組みが始まりました。

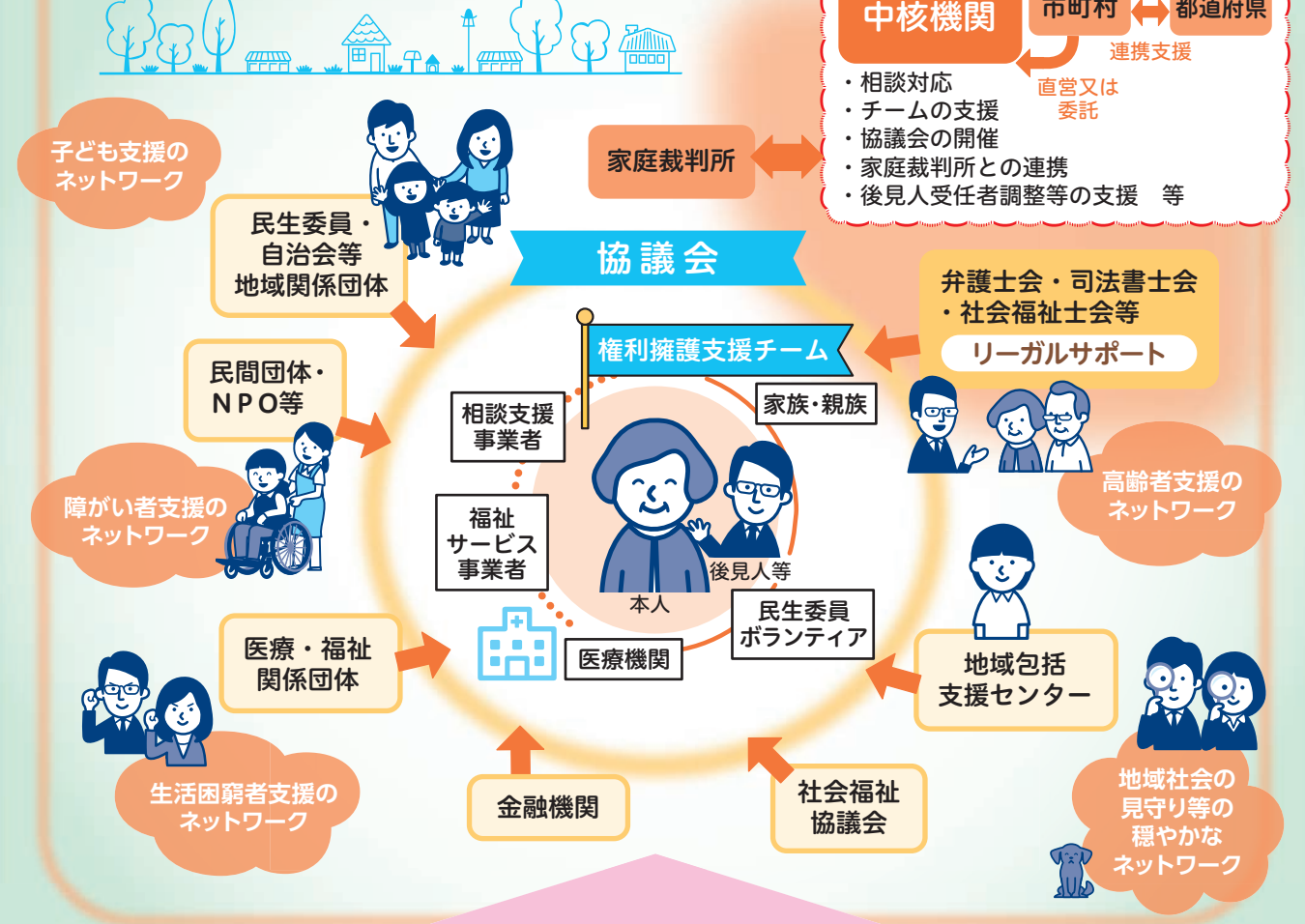
地域共生社会の実現と権利擁護支援の充実を目指し、本人を中心とした成年後見制度の利用促進が広がりをを見せています。

地域共生社会の実現

成年後見制度利用促進法 第1条 目的

包括的・重層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワーク

地域連携ネットワークのイメージ



自立した生活と地域社会への包容

権利擁護支援

意思決定支援 (本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方)
 権利侵害の回復支援
 令和2年10月に「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が策定されました。

※厚生労働省第二期成年後見制度利用促進基本計画の図を参考に再編集して掲載

1 リーガルサポートって？

リーガルサポートは成年後見制度を担う司法書士の団体です。

司法書士は、令和4年2月1日現在、全国に2万2822人、司法書士法人は976法人、全員が各都道府県の司法書士会に入会しています。都市部にも地方にも全国各地に司法書士の事務所があります。

司法書士は街の身近な法律家です！

司法書士の主な仕事 ① 登記

不動産登記

- *売買・贈与、相続による所有権移転登記
- *融資に伴う抵当権・根抵当権設定登記
- *ローン完済時の抵当権抹消登記 など



商業法人登記

- *会社の登記(設立・役員変更・商号変更・本店移転・増資・合併等)
- *会社以外の法人の登記(社会福祉法人・NPO法人等) など

司法書士の主な仕事 ② 裁判関係

裁判書類作成

- *売掛金請求などの民事訴訟(訴状・答弁書・準備書面等)
- *個人破産・個人再生申立書
- *相続放棄申述書
- *遺産分割・離婚などの調停申立書
- *成年後見等開始申立書 など



司法書士の主な仕事 ③ 簡裁訴訟代理等関係(認定司法書士のみ)

簡裁訴訟代理等関係業務

- *簡易裁判所における140万円以内の訴訟(貸金・売掛金の請求、過払い金・敷金の返還請求等)
- *少額訴訟(60万円以内)とその執行(差押)
- *上記についての裁判外の和解 など

司法書士の主な仕事 ④ 財産管理関係

財産管理業務

- *相続財産管理人
- *不在者財産管理人
- *銀行等の相続手続(紛争性がない場合)
- *遺言執行者 など



成年後見関係

- *法定後見 ●成年後見人・保佐人・補助人・成年後見監督人など
- *任意後見 ●任意後見人・任意後見監督人

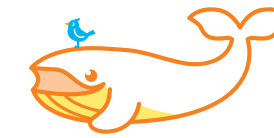
司法書士の主な仕事 ⑤ 相談

※上記に関する相談業務

成年後見制度を担うため司法書士がリーガルサポートを設立しました。

リーガルサポートと成年後見制度

●リーガルサポートは成年後見制度を支える公益社団法人です。



1999年(平成11年)12月、リーガルサポートは成年後見制度の施行に先立ち、全国の司法書士によって社団法人として設立されました。

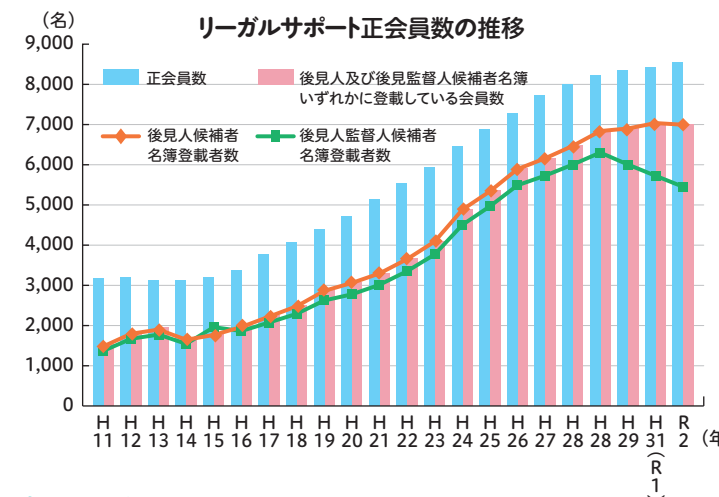
高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援し、もって高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的としています。

2011年(平成23年)に公益社団法人の認定を受け、現在も日本の成年後見制度を支え続けています。

●リーガルサポートは日本最大の専門職後見人団体です。

リーガルサポートの正会員はすべて司法書士です。司法書士はこれまで、重要な財産の管理・保全や民事紛争の解決など、みなさまのそばでみなさまの権利を守る法律の専門家としての役割を果たしてきました。

リーガルサポートは、全国都道府県ごとに50の支部(北海道は4支部)あり、全国8000人を超える会員がそれぞれの地域の実情に即した後見業務を行っています。

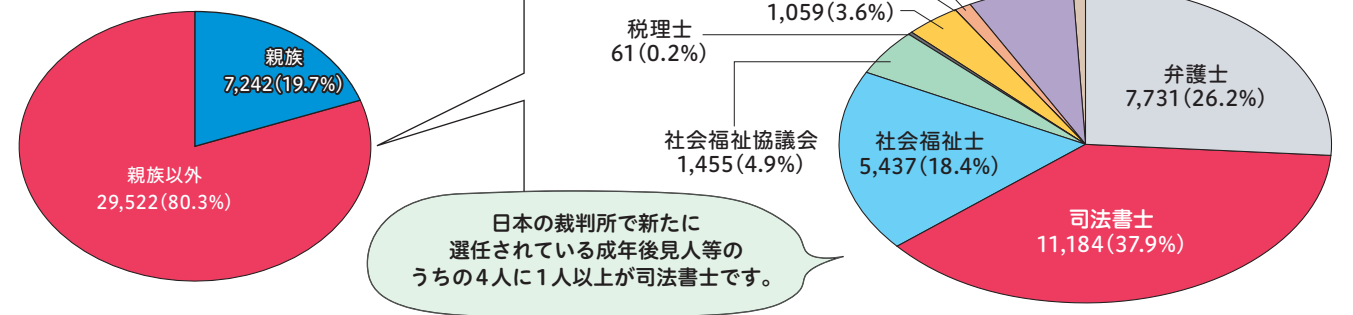


●司法書士は第三者後見人の中で一番多く選任されています。

司法書士は、成年後見制度が始まって以来、親族以外の第三者後見人の中で一番多く家庭裁判所から選任されています。リーガルサポートは、その信頼に応えるべく、会員が適切な後見業務を遂行することができるよう、研修制度や報告制度などを採用しています。

成年後見人等と本人との関係別件数・割合

最高裁判所 令和2年「成年後見関係事件の概況」より



日本の裁判所で新たに選任されている成年後見人等のうちの4人に1人以上が司法書士です。

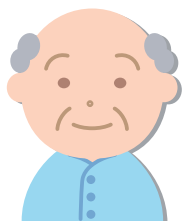
●専門職後見人としての知見を活かし国や自治体に意見を述べています。

成年後見制度利用促進専門家会議をはじめ、国や自治体の成年後見制度施策に関する会議にリーガルサポート会員が委員として就任し、成年後見制度の発展のために意見を述べています。

リーガルサポートは元気なうちからトータルなサービスを提供します

成年後見制度は、判断能力が衰えてしまっても利用できます。
 元気なうちに成年後見制度を利用して自分や家族の将来について準備することもできます。
 どのような段階でも、リーガルサポートにご相談ください。
 リーガルサポートは **いつも、あなたのそばに** います。

元気



- **今を大切に!**
「見守り契約」や「任意代理契約」で支援します。 →P.12へ
(原則として「任意後見契約」と併せての締結が必要です。)
- **将来に備える! その1**
「任意後見契約」で支援します。 →P.13へ
- **将来に備える! その2**
「死後事務の委任契約」や「遺言書」作成を支援します。 →P.15・16へ

判断能力の衰え



- 法定後見制度 →P.3へ 任意後見制度 →P.11へ
- **補助人・保佐人・成年後見人として**
法定後見制度を利用して、あなたの意思を尊重し、あなたの人生を支援します。
 - **補助監督人・保佐監督人・成年後見監督人として**
親族が後見人等になった場合など、監督人として後見人等を支援監督します。
 - **任意後見人として**
あらかじめ決めておいた任意後見契約に沿って、あなたの希望した生き方を実現します。
 - **任意後見監督人として**
監督人として任意後見人を監督して、あなたの人生を守ります。

身元保証問題

高齢者の入院や施設入所に際し、身元保証人を求められることがありますが、成年後見制度を利用することで入院や施設入所ができるケースが増えてきています。

死亡



- **あなたの最後の意思を実現します**
「死後事務の委任契約」でお葬式や埋葬などの手続きを行います。 →P.15へ
遺言執行者（「遺言書」で指定された場合）としてあなたに代わってあなたの最後の想いを叶えます。 →P.16へ

そして天国から

- **親なき後も安心して**
残された障害を持つ子が安心して人生を送れるように、成年後見制度や民事信託などの仕組みを利用して支援します。 →P.18へ



2 リーガルサポートが選ばれる理由

司法書士は成年後見制度が始まって以来、親族以外の第三者後見人の中で一番多く家庭裁判所から選任されています。
 リーガルサポートは、成年後見制度を安心して利用いただくために、研修制度や管理体制など、多くの工夫でさまざまなお声に対応しています。

成年後見制度を安心してご利用いただくための工夫

後見人等候補者名簿

一定の研修を履修したリーガルサポート会員だけが後見人等や監督人にふさわしい候補者として名簿に登録されます。
 この名簿は、家庭裁判所に提出され、名簿の中から選任された会員が後見人等として全国各地で活躍しています。
 名簿登録会員には、「登録証明書」を発行しています。



後見人にはリーガルサポート会員になってほしい

会員研修

リーガルサポート会員は、法律以外の関連分野の研修も定期的・継続的に受講しています。
 リーガルサポートから家庭裁判所に推薦される会員は、医療、介護、福祉分野や倫理、ディスカッション形式など、リーガルサポート所定の研修を15科目22時間以上履修しています。さらに、2年ごとに15時間以上の研修の受講が義務付けられています。
 会員は、法律と福祉の両方の知識や経験が要求される相談に対応することができます。



後見人には知識豊富な専門職に就いてほしい

管理指導体制

家庭裁判所への業務報告とは別に、独自に業務報告を義務付けています。
 後見人等は、通常1年に1度、家庭裁判所に業務報告を行います。リーガルサポート会員は、適切な後見業務を行うために、より短い期間で（原則として6か月に1度）、会員報告専用で開発した「LSシステム」を利用して業務報告を行っています。
 報告を受けた支部が精査し、必要に応じて業務のあり方の修正を指示することで会員がさらに適切な後見業務を遂行できるようにしています。



常に適切な後見業務を行ってほしい

法人後見

居住地を変える予定があったり、財産が各地に散在していたり、刑事事件が関係する場合などは、全国組織であるリーガルサポート自身が法人として後見人等になり、全国各地の会員を活用して継続的に広範囲に支援します。また、支援を受ける人が若い方の場合や個人の後見人等での支援が困難と思われる場合には、リーガルサポート法人会員（司法書士法人）が対応しています。



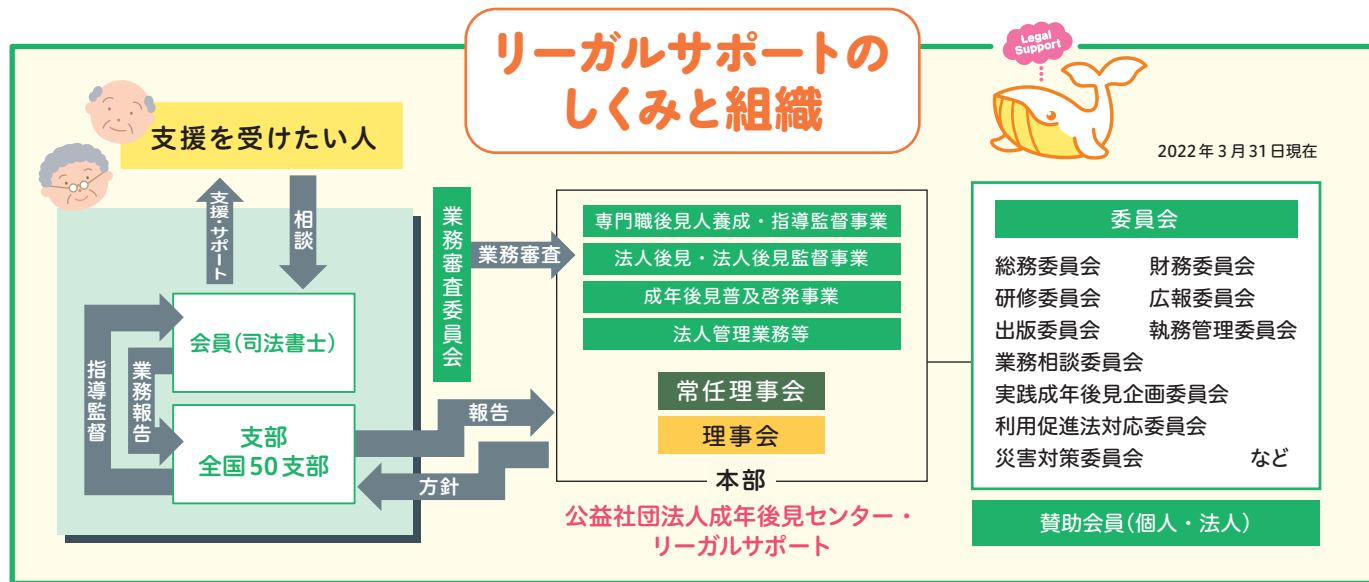
本人の状況に合わせて細やかに配慮してほしい

福祉・権利擁護関係機関との連携

リーガルサポート会員は、各地域の中核機関や社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター等権利擁護や福祉の関係機関と日頃から連携しています。
 また、地域で実際に使える関係制度の実際の運用や仕組みに精通し、困難案件についてもケアマネジャー等福祉や介護の関係者と協力して対応し、本人の権利擁護支援に取り組んでいます。



さまざまな機関と連携して後見業務を行ってほしい



3 こんな時はリーガルサポートにご相談ください

リーガルサポートでは、
成年後見のあらゆる相談に対応するため、
全国各支部に相談の窓口を設置しています。

最も大切なのは
ひとりや家族だけで
問題を抱え込まない
ことです！

成年後見制度を利用しようと思ったときは、ご相談ください

成年後見制度を利用するには、家庭裁判所に申立てが必要です。

申立関係書類を作成します

- 家庭裁判所に提出する書類を自分で作成するのが大変なときは、リーガルサポート会員に依頼すれば、申立書等を作成します。
- 申立書に何を記載すべきかなど、書類の作成方法に精通しています。
- 多肢にわたる必要書類を効率よく揃えられます。



※経済的に余裕がない方については、無料での相談や申立費用・書類作成費用などの立替えを行い援助する法テラスの民事法律扶助を利用できる場合があります。詳細はご相談ください。

将来に備えた支援もできます

- リーガルサポート会員が任意後見人となって支援します。
- 親族間の任意後見契約をサポートします。
- 遺言の作成をサポートします。

申立時に後見人等候補者になります

- 本人に家族がない場合や、本人の財産管理に困難を伴ったり親族間に紛争があるなどの事情があったりする場合にご相談ください。
- 家庭裁判所に後見人等候補者名簿を提出しており、信頼と実績があります。
- 常に研鑽し、制度変更にも柔軟に対応することができます。
- 後見制度支援信託利用のための後見人等候補者にもなります。



後見人等になった方もご相談ください

親族後見人への助言と支援を行います

- 親族後見人が疑問や不安に思っていることをお聞きして、最善の方法と一緒に考えるなど、本人のみでなく親族後見人への支援も行います。
- 本人もご家族も可能な限り満足のいくよう、その方の生活状況にあった解決方法を考えるよう努めます。

私たちリーガルサポートは
高齢者・障害者の暮らしと
財産をまもります！



最新の情報を提供
ホームページ <https://www.legal-support.or.jp> にて
最新の情報を提供しています。

さまざまな活動 成年後見制度に関連した事業に取り組んでいます

- **成年後見制度や申立手続き等の相談**
毎年全国の各都道府県にある支部で、無料（一部有料）の「成年後見相談」を実施しています。無料電話相談や定例の無料面談相談を実施している支部も多くありますので、各支部にお問い合わせください。
- **親族後見人養成講座、講演会、説明会、市民後見人育成支援活動**
後見の専門職団体であるリーガルサポートが親族や市民の方を対象とした育成講座や説明会を実施しています。
- **シンポジウムの開催**
成年後見制度の研究者や多職種と連携して研究を重ね、シンポジウムや公開講座を企画実施しています。
- **講師の派遣**
全国各都道府県の支部では、シンポジウムや講演会への講師や相談員を派遣しています。
- **成年後見制度の改善研究・提言活動**
*第二期成年後見制度利用促進基本計画（案）について
*任意後見制度の利用促進について
*保佐・補助制度の利用の促進について
*入院や施設入所の保証人について
*医療行為の同意をめぐる問題について
*制度利用者の資格制限について

など、成年後見制度の課題に取り組み、提言を行っています。



※研究・提言・発刊書籍関係はリーガルサポートホームページをご覧ください。 <https://www.legal-support.or.jp/public>

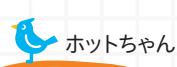
組織紹介 選ばれる理由 こんな時はご相談を

組織紹介 選ばれる理由 こんな時はご相談を

いつも、あなたのそばに。

always by your side

成年後見制度はご本人の権利や財産を守り、
意思決定を支援する身近な仕組みです。



エールくん
リーガルサポート
公式キャラクター

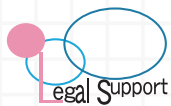
ご相談は
リーガルサポートへ！

リーガルサポートは成年後見業務を
専門とする司法書士の団体です。

国家資格をもつ法律の専門家である司法書士が支援します。

充実した研修制度をもち、後見人としてのノウハウと倫理を学んでいます。

全国各地に50支部があり、どこでも良質なサービスを提供します。



公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館

<https://www.legal-support.or.jp/>



リーガルサポートの
ホームページには、
音声読み上げ
機能があります！

お問合せはお近くの支部まで **HP** マークのある支部にはホームページがあります

リーガルサポート

検索

札幌支部	011-280-7078	HP	静岡支部	054-289-3999	山口支部	083-924-5220	HP
函館支部	0138-27-2345	HP	山梨支部	055-254-8030	岡山支部	086-226-0470	HP
旭川支部	0166-54-3312		ながの支部	026-232-7492	鳥取支部	0857-24-7013	HP
釧路支部	0154-41-8332		新潟県支部	025-244-5141	しまね支部	0854-22-1026	
宮城支部	022-263-6786		愛知支部	052-683-6696	香川県支部	087-821-5701	HP
ふくしま支部	024-533-7234		三重支部	059-213-4666	徳島支部	088-622-1865	HP
山形支部	023-623-3322		岐阜県支部	058-259-7118	高知支部	088-825-3141	
岩手支部	019-653-6101		福井県支部	0776-36-0016	えひめ支部	089-941-8065	
秋田支部	018-824-0055		石川県支部	076-291-7070	福岡支部	092-738-1666	HP
青森支部	017-775-1205		富山県支部	076-431-9332	佐賀支部	0952-29-0626	
東京支部	03-3353-8191	HP	大阪支部	06-4790-5643	長崎支部	095-823-4710	
神奈川県支部	045-640-4345	HP	京都支部	075-255-2578	大分支部	097-532-7579	
埼玉支部	048-845-8551	HP	兵庫支部	078-341-8686	熊本支部	096-364-2889	HP
千葉県支部	043-301-7831	HP	奈良支部	0742-22-6707	鹿児島支部	099-251-5822	HP
茨城支部	029-302-3166	HP	滋賀支部	077-525-1093	宮崎県支部	0985-28-8599	
とちぎ支部	028-632-9420	HP	和歌山支部	073-422-0568	沖縄支部	098-867-3526	
群馬支部	027-224-7771	HP	広島県支部	082-511-0230	本 部	03-3359-0541	HP